

第51号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

名 称 品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設

所在地 東京都品川区東品川三丁目32番10号

2 指定管理者

名 称 社会福祉法人福栄会

代表者 理事長 西村 信一

所在地 東京都品川区東品川三丁目1番8号

3 指定期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

（説明）東品川高齢者多世代交流支援施設の指定管理者を指定する必要がある。